

通知カードのお受取りはお済みですか？ 今後、マイナンバーがいろいろな場面で利用できます

☎町民保険課 町民案内係 ☎282-1112

マイナンバー通知カード、個人番号カードの窓口は町民保険課町民案内係です。

1 通知カードをまだ受け取られていない場合

通知カードの第1回目の送付は完了しています。まだ受け取られていない場合は、至急お問い合わせください。

3 通知カードと今の住所が違う場合

券面事項の変更が必要です！窓口で通知カードを持ってお越し下さい。転入届、転居届の際は必ず通知カードをご持参下さい。

2 通知カードが2枚ある場合

10月5日以降住所を変更し、前住所地と新住所地の両方で通知カードを受け取られた場合、至急前住所地の通知カードを返還して下さい。

4 個人番号カードの交付申請をした場合

個人番号カードの準備ができたら、本人宛てに個人番号カード受取りのハガキを送付します。ハガキが届いたら必要書類を準備し、窓口へお越し下さい。

今後は、このような手続きの際にマイナンバーが必要になります

暮らし

■転入や転居などの住所異動 ■婚姻届などの氏名変更
※記載事項の変更が必要となりますので、通知カードまたは個人番号カードをご持参ください。

☎ 町民保険課町民案内係 ☎282-1112

保険・医療

●国民健康保険に関する手続

■高額療養費や補装具の療養費の支給申請 ■療養費等の申請 ■被保険者証等の申請 ■限度額適用認定証等の交付・再交付申請一など

☎ 町民保険課保険係 ☎282-1113

●後期高齢者医療に関する手続

■特定疾病療養受療証・限度額適用 ■標準負担額減額認定証の交付再交付申請 ■高額療養費や補装具などの療養費の支給申請一など

☎ 町民保険課保険係 ☎282-1113

子育て

■児童手当の新規認定請求 ■児童扶養手当の新規認定請求 ■保育所への入所申し込み ■乳幼児・こども医療費支給申請 ■ひとり親家庭等医療費支給申請一など

☎ こども未来課子育て支援係 ☎282-1346

介護・福祉

●介護保険に関する手続

■介護認定・更新・区分変更の申請 ■被保険者証等の再交付の申請 ■負担限度額認定の申請 ■高額介護サービス費の支給申請 ■特定福祉用具購入費の支給申請 ■住宅改修費の支給申請一など

☎ 福祉課介護保険係 ☎282-1349

●福祉の申請に関する手続

■身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳に関する申請 ■障害児福祉手当などの手当の申請 ■補装具費に関する申請 ■地域生活支援事業、障害福祉サービス、自立支援医療などに関する申請 ■障害児通所支援（就学前・就学後児童）給付申請 ■生活保護の申請一など

☎ 福祉課社会福祉係 ☎282-1342

税務

●町税などに関する手続

■町・県民税申告書の提出 ■給与支払報告書の提出 ■固定資産税減免申請書 ■償却資産申告書 ■軽自動車税減免申請書 ■徴収猶予関係書類の提出一など

☎ 税務課課税係 ☎282-1114

☎ 税務課徴収係 ☎282-1115

詳しくは担当課までお問い合わせください。

●各投票所・投票所閉鎖時間

投票は、全投票所朝の7時から投票できます。

投票所	地区	投票所閉鎖時間
第1投票所 (御船中体育館)	御船地区全域	19時
第2投票所 (滝尾小体育館)	滝尾地区全域 粒麦(水越)	19時
第3投票所 (公民館水越分館)	水越地区 (粒麦を除く)	18時
第4投票所 (旧七滝小体育館)	七滝地区全域	18時
第5投票所 (七滝中央小体育館)	上野地区全域	18時
第6投票所 (公民館田代東部分館)	南田代3・4区 上田代、水源	18時
第7投票所 (浅の藪公民館)	浅の藪	17時
第8投票所 (間所公民館)	間所	16時
第9投票所 (公民館北田代分館)	牧の原、玉来 下山、木戸屋、中野	17時
第10投票所 (木倉小体育館)	木倉地区全域	19時
第11投票所 (高木小体育館)	高木地区全域	19時
第12投票所 (小坂小体育館)	小坂地区全域	19時



3月11日(金)、14日(月)、15日(火)は、住民税の申告会場と同じ会場になりますが、投票所と申告会場は別部屋になっております。

▽一定の要件を満たす身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持っている人▽介護保険認定証の交付を受けている人で要介護5の認定を受けている人。3月23日水まで町選挙管理委員会へ「郵便投票証明書」を請求すると自宅から郵便投票ができます。

●郵便投票ができる人

▽御船町以外の市区町村に長期滞在している人(滞在地近くの選挙管理委員会投票できます)▽県指定を受けている病院や老人ホームなどに入院や入所している人(入院先の施設で投票できます)近くの選挙管理委員会または県指定の施設に請求してください。

●不在者投票 御船町に住民票がある人で次のような場合、郵便による投票用紙の請求または投票ができます。

投票用紙の請求ができる人

期間 3月11日(金)～26日(土)
時間 8時30分～20時
会場 旧恐竜博物館

3月27日(日)は 熊本県知事選挙の 投票日です

☎ 選挙管理委員会(総務課内)
☎282-1111

任期満了に伴う熊本県知事選挙が3月27日(日)に執行されます。選挙当日は、町内12カ所に投票所が設けられます。

町選挙管理委員会では、選挙人名簿に登録された20歳以上で住民登録のある人へ入場券を郵送します。入場券は、期日前投票や選挙当日に必要です。

期日前投票は、選挙当日に仕事や冠婚葬祭などの理由で、投票へ行け

ない人が利用できる制度です。期間は、3月11日(金)から26日(土)まで、時間は8時30分から20時まで、旧恐竜博物館で投票ができます。

また、要件をみたす人は、町外や入院先での投票や郵便による投票ができる不在者投票制度があります。詳しくは、町選挙管理委員会までお問い合わせください。

●期日前投票 選挙当日、仕事や冠婚葬祭などで投票所へ行くことができない場合、3月11日(金)から投票できます。